

国教総収第145号
令和5年3月7日

国立市立国立第一中学校

校長 山上 真哉 様
PTA会長 村田 雅世 様

国立市教育委員会
教育長 雨宮 和人

国立市立国立第一中学校PTA 校内施設改善教育環境改善要望書（回答）

令和4年10月24日付けで提出された要望について、以下のとおり回答します。

記

1. 校庭の電灯設置

（回答）文脈から必要箇所への部分的な夜間照明に関する設置要望と当課では捉えませんでした。部活動等の利便性向上に対する予算要求については、優先順位が低く、単独での予算化は難しいのが現状です。校舎の建替えに合わせた形でなければ実行できないものと判断します。

また、隣接する暗い道の防犯対策について、部活動等で遅くなった場合には、遠回りになるかもしれませんが、街路灯が設置されている明るい道を選んで帰宅していただけるようお願いいたします。

なお、夜間照明のスポット的な整備が、問題を解消する有効な手段になり得るのであれば、毎年学校に配当される施設維持に関する予算内で対策を講じていただけると幸いです。その際、技術的な協力が必要であれば、当課にご連絡ください。（建築営繕課）

2. トイレについて

・トイレが狭い

（回答）トイレ内のレイアウトを変更するためには、便器に接続する給排水管の取り出し位置を大幅に変える必要があり、これに伴うトイレ内の給排水管の布設替え、床スラブの貫通及び防水処理、トイレブースの交換などが発生することから、大掛かりな工事を長期間に亘って実施することになります。その間、大部分のトイレが使用できなくなります。

また、工事費については、億近い予算が必要になります。工期と費用を考慮した結果、直近工事では便器の洋式化のみに主眼を置き、設計・工事を実施いたしました。ご要望につきましては、校舎の建替えや大規模工事の際に検討させていただきたいと思っております。（建築営繕課）

- ・リフォームや特別清掃回数増

(回答) お察しの通りトイレ全体のフルリノベーションの予算化は他の事業との政策判断(優先順位)により困難です。また、特殊洗浄を毎年実施することも当市の財政力からして困難です。(建築営繕課)

3. 体育館からトイレへの屋根の増設

(回答) 他の事業との政策判断(優先順位)を考慮し、整備について教育委員会で検討いたします。(建築営繕課)

4. 体育館の電気LED化

(回答) 体育館の天井照明については、平成22年度に改修履歴がございます。機器の劣化状況に応じ次の改修時期を検討しLED化を実施いたします。暗いというご意見については、体育館の照度基準値に照らし、教育総務課等で調査いたします。(建築営繕課、教育総務課)

5. 体育館の更衣室リフォーム

(回答) 換気設備については、過去に機器更新、かつ増設も行っております。これ以上の建築設備での対応は困難なため、更なる窓の開け閉めによる換気を学校で励行していただけるようお願いいたします。

内装のおどろおどろしい雰囲気について、以前、女子更衣室の天井のボードと照明器具を改修しております。ご要望を受けて、男子更衣室の天井改修と両方のドアの塗替えを視野に検討させていただきます。棚や内壁の塗装の塗替えについては、学校配当予算での修繕や用務員の方で対応いただけると幸いです。(建築営繕課)

6. 教室や廊下の窓について

- ・一階の網戸設置

(回答) 昨年度の回答と同様になりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、換気が重要であることは認識しておりますが、本案件は小中学校11校に共通する内容として、どのように対応すべきなのか苦慮している状況です。

市内の学校施設の老朽化が進む中において、それらの優先順位等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が5類に見直されることを参考にしながら検討してまいります。(教育総務課)

- ・窓の交換や改善

(回答) 毎年、金属製建具の点検を実施しており、危険性のある不具合について速やかに改善するようにしています。ご指摘を念頭に置き、窓の落下事故がないよう

今年度の点検結果に応じて改善させていただきます。なお、外壁のサッシ交換については、大規模工事の際に合わせて検討いたします。(建築営繕課)

・窓の柵

(回答) 現状の状態では柵の間から生徒が落ちる場面がどんな時に想定されるかを学校にヒアリングし、起こり得るリスクについて調査させていただきます。その内容から対応策を検討し学校へご提案させていただきます。(建築営繕課)

7. 受水槽の整備

(回答) 年1回(夏季休暇中)受水槽、高置水槽の内部の洗浄消毒及び外部の清掃並びに水槽内外部の点検を実施しております。その際、水質検査も行っており、水質の安全性も確認しております。また、学校の養護教諭と学校薬剤師の立合いのもと、毎年4月に飲料水検査も行っています。

今後も水質事故を未然に防ぎ、安心して学校の水を飲んでいただけるよう努めてまいります。(建築営繕課、教育総務課)

8. エレベーターの設置

(回答) 技術的な見解としましては、既存校舎にエレベーターを設置するためには法令上クリアしなければならない課題があり、多額の費用と多くの時間を要することから、早期の設置は困難と判断します。

ただし、インクルーシブ教育の実現にエレベーターが不可欠という認識は、教育委員会も同意見であるため、校舎の建替えの際には当然必須設備になるものと考えております。(建築営繕課)

9. 特別教室棟跡地の有効活用

(回答) 特別教室棟については、残存耐用年数を超過するため解体した経緯があり、その後の活用について検討されていません。今後、必要に応じて、学校や関係者、教育委員会等において協議いたします。(教育総務課)

10. 建て替え予定の前倒し

(回答) 令和5(2023)年度より学校の更新に当たってのグランドデザインを示す『国立市学校施設整備基本方針』の見直しを予定しております。本取り組みにおいて、対象施設、実施時期及び第二小学校改築事業で課題となった点等について、庁内での協議、各計画間の整合を図りながら、整理してまいりたいと考えております。(教育施設担当)

以上